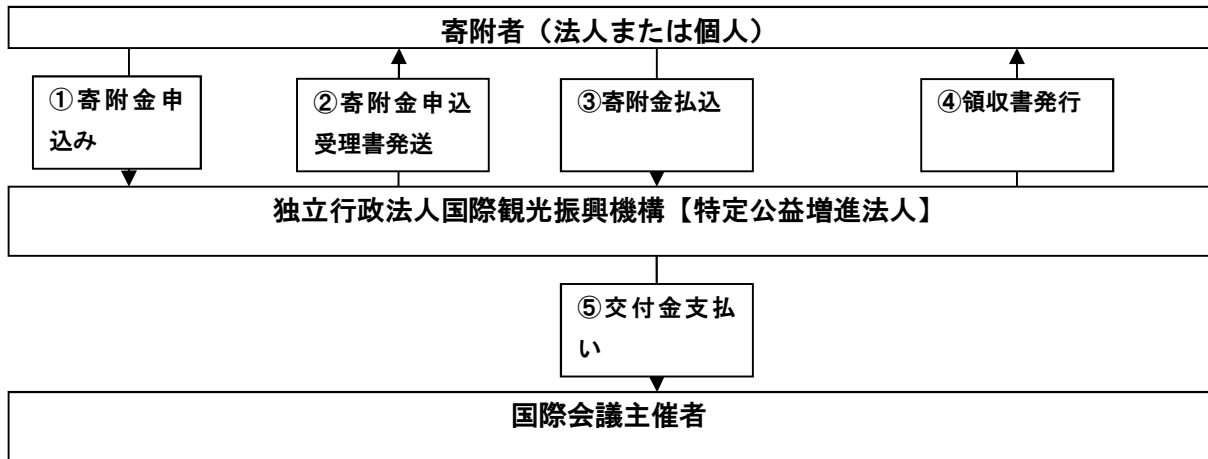


国際第四紀学連合第 19 回大会

寄附金についてのご案内（寄附金受入手順）



② 寄附金の申込み

寄附者が寄附金申込書（様式第 5 号）に必要事項を記入の上、当機構宛てご郵送下さい。
（「申し込み日」および「支払い予定日」を必ずご記入ください。）

申込書送付先：〒100-0006 東京都千代田区有楽町 2-10-1 東京交通会館 10F
独立行政法人国際観光振興機構コンベンション誘致部開催支援グループ
担当：青山 直人 TEL：03-3216-2905

② 寄附金申込受理書の発送

前記の寄附金申込書を受領し確認次第、当機構から寄附金申込受理書（様式第 6 号）を寄附者に送付いたしますので、到着後払込み手続きをお願いします。

③ 寄附金の払込み

寄附者は、寄附金申込受理書の受領後、寄附金を当機構指定の寄附金払込口座宛てお振込み下さい。

お振込は、会議開催日の前、平成 27 年 7 月 25 日（土）までをお願いします。

寄附金振込先取引銀行：みずほ銀行銀座支店(店番号 035)

口座番号： 普通預金 2292865

口座名義： 独立行政法人 国際観光振興機構 交付金事業
ドク) コクサイカンコウシンコウキコウ コウフキンジギョウ

注) 銀行間の為替記号では、独立行政法人は「ドク」となるため、お振込の際は「ドク) コクサイカンコウシンコウキコウ コウフキンジギョウ」とご記載下さるようお願いいたします。

④ 領収書の送付

振込みが確認され次第、当機構は領収書（様式第 7 号）を発行・送付いたします。領収書は大切に保管して下さい。

お振込み頂きました寄附金につきましては、特定公益増進法人に対する寄附金として所得税法および法人税法上、課税優遇措置が受けられます。なお、国際観光振興機構は所得税法施行令第 217 条、法人税法施行令第 77 条の特定公益増進法人の「1号法人」に指定されておりますため、所轄官庁発行の「証明書」はございません。

⑤ 交付金の支払い

寄附金は、当機構から主催者に交付金 として交付します。